

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例（令和6年3月29日京都市条例第72号）（交通局企画総務部企画調査課）

児童福祉法の一部改正に伴う改正を行うため、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

- 1 児童福祉法の一部が改正され、新たに児童福祉施設に加えられる里親支援センターについては、地下鉄において旅客運賃の割引対象としている施設に該当しないことから、割引の対象外とするよう改正することとしました。

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第72号

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号ア中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部企画調査課)